報告第7号

臨時代理した事件(名張市立学校結核対策委員会委員の委嘱 及び任命)の承認について

名張市立学校結核対策委員会設置要綱(平成17年教育委員会告示第15号) 第4条の規定に基づく名張市立学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命に ついては、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

平成30年5月7日報告

名張市教育委員会 教育長 上 島 和 久

平成30年度 名張市立学校結核対策委員会委員名簿

委嘱・任命期間:平成30年4月1日~平成31年3月31日

所属	職名	氏名	備考1	備考2
伊賀保健所	所長	土屋 英俊	1号	委嘱
上坂内科	院長	上坂 太祐	2号	委嘱
なばりこどもクリニック	院長	稲持 英樹	3号	委嘱
森岡内科クリニック	院長	森岡 浩平	4号	委嘱
蔵持小学校	校長	若山 博史	5号	任命
赤目中学校	養護教諭	向 洋美	6号	任命
北中学校	養護教諭	豊田 由香	6 号	任命

名張市立学校結核対策委員会設置要綱 (平成17年7月5日教育委員会告示第15号)

最終改正:平成28年4月1日教育委員会告示第6号

改正内容:平成28年4月1日教育委員会告示第6号[平成28年4月1日]

○名張市立学校結核対策委員会設置要綱

平成17年7月5日教育委員会告示第15号

改正

平成18年3月31日教育委員会告示第7号 平成27年4月7日教育委員会告示第11号 平成28年4月1日教育委員会告示第6号

名張市立学校結核対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 名張市内の学校における結核対策の管理方針を検討するため、名張市立学校結核対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を把握及び検討し、結核対策の専門的な役割を果たすことを目的とする。
 - (1) 学校における結核健診の実施状況及び結果の把握
 - (2) 精密検査対象の児童及び生徒の管理方針の検討(精密検査及び経過観察の指示等に関する専門的検討)
 - (3) 感染者が発生した時における関係機関との協力及び対策の検討
 - (4) 地域と連携した学校の結核管理方針の検討
 - (5) その他学校における結核対策に関し、三重県教育委員会から指示された事項の検討 (組織)
- 第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから名張市教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 三重県伊賀保健所長
 - (2) 結核の専門家
 - (3) 医師会の代表者
 - (4) 学校医の代表者
 - (5) 学校長の代表者
 - (6) 養護教諭の代表者

(委員の任期)

- **第5条** 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (役員)
- 第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、会員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- **第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第9条 委員会の庶務は、名張市教育委員会事務局教育総務室において処理する。 (社会)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教育委員会告示第7号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月7日教育委員会告示第11号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日教育委員会告示第6号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。